

旭川医科大学教授選考細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和8年6月10日学長裁定)

旭川医科大学教授選考細則の一部を改正する細則

旭川医科大学教授選考細則（平成16年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(候補者の選考時期)</p> <p>第2条 教授候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。</p> <p>(1) 定年、辞職等に伴い、教授が欠員となる場合</p> <p>(2) 教授定数が増員となる場合</p> <p>2 前項の理由が生じたときは、速やかに選考を開始するものとする。ただし、定年により教授が欠員となる場合は、欠員となる日の6箇月前から選考を開始することができる。<u>この場合において、当該教授が、教員定数1名の学科目、分野その他これらに準ずる教育研究組織に配置されている場合は、欠員となる日の10箇月前から選考を開始することができる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和8年6月10日から施行する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>人員削減が進む中で、限られた教員体制により教育研究を継続していく必要があることから、教授1名体制の教育研究組織については、円滑な後任補充と教育研究体制の継続性を確保するため、早期に選考を開始できるよう改正するものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(候補者の選考時期)</p> <p>第2条 教授候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。</p> <p>(1) 定年、辞職等に伴い、教授が欠員となる場合</p> <p>(2) 教授定数が増員となる場合</p> <p>2 前項の理由が生じたときは、速やかに選考を開始するものとする。ただし、定年により教授が欠員となる場合は、欠員となる日の6箇月前<u>(教員定数1名の学科目の教授が定年により欠員となるときは、欠員となる日の10箇月前)</u>から選考を開始することができる。</p> <p>(略)</p>